

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

国民年金関係 10 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から55年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私が20歳になったとき、国民年金への加入を勧める通知が来たので、私は将来のことを考え、A市役所において加入手続を行った。

申立期間当時、私は父の会社で経理を担当していて、給料を受け取ったら自分の国民年金保険料を金融機関や郵便局の窓口で納付していた。また、結婚が決まって嫁ぐ前の昭和57年に、保険料の未納が無いようにしたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和54年4月から55年9月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の国民年金手帳記号番号は、54年7月6日に払い出されたことが確認でき、この時点では、同年4月以降の保険料を現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録から申立期間以降の昭和55年10月から56年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる上、年度途中の未納があれば作成されるべき申立人に係る特殊台帳が存在しないことを考慮すると、現年度納付が可能である54年4月から55年9月までの保険料を現年度納付したと考えることも不自然ではない。

2 しかしながら、昭和52年1月から54年3月までの期間について、申立人は、自身が20歳になったときに国民年金の加入勧奨を受け、A市役所にお

いて加入手続を行ったとしているが、申立人の加入時期及び方法に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、国民年金に加入したとする 20 歳から保険料を定例納付したとする一方で、昭和 57 年 11 月の婚姻前にそれまで未納だった保険料をまとめて納付したとも主張しているところ、当該時点では、52 年 1 月から 54 年 3 月までの保険料は時効により納付できず、第 3 回特例納付の実施期間でもないことから、特例納付によっても納付できない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から56年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和54年6月*日に結婚式を控え、両親と妻から、将来のことを考えて国民年金に加入するように勧められた。そのころ26歳になる直前だったが、20歳までさかのぼって保険料を納付することができることを知り、親から10万円を借りて、妻と一緒にA市役所に行き、加入手続と10数万円から20万円の保険料を納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、その妻と連番で56年7月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録から、申立期間以降の保険料については平成19年4月以降の申請免除期間を除き現年度納付及び前納されていることを考慮すると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立人が過年度納付の可能であった昭和54年4月から56年3月までの保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

2 しかしながら、申立人は、結婚式を控えた昭和54年5月末から同年6月初めごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって10数

万円から 20 万円の保険料をまとめて納付したと主張するが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点（昭和 56 年 7 月ごろ）では、申立期間のうち 48 年 6 月から 54 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことがないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月から56年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和54年6月10日に結婚式を控え、将来のことを考えて夫と一緒に国民年金に加入するように勧め、夫と一緒にA市役所に行き、加入手続と会社を退職してからの未納分の保険料を一括納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和54年4月から56年3月までの期間について、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と連番で56年7月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録から、申立期間以降の保険料については平成19年4月以降の申請免除期間を除き現年度納付及び前納されていることを考慮すると、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点において過年度納付が可能であった昭和54年4月から56年3月までの保険料を申立人が過年度納付したと考えても不自然ではない。

2 しかしながら、申立人は、結婚式を控えた昭和54年5月末から同年6月初めごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、会社を退職してからの未納保険料をまとめて納付したと主張するが、申立人に係る国民年金手帳記号番号の

払出し時点（昭和 56 年 7 月ごろ）では、申立期間のうち 53 年 12 月から 54 年 3 月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和 49 年に厚生年金保険に加入したときの年金手帳及び 56 年 7 月ごろに払い出された年金手帳以外の手帳を所持したことはないとしている上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 927 (事案 369 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

当初の判断後、年金記録の訂正につながると思われる新たな資料として、A信用組合B支店の普通預金取引明細表と国民年金任意加入被保険者現況届書を入手したので申立期間について再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立期間（昭和 58 年 2 月から 61 年 3 月まで）のうち、58 年 2 月及び同年 3 月を除く 58 年 4 月から 61 年 3 月に係る当該期間は任意加入の未加入期間であり、納付書が発行されなかったと推認できること及び申立人は任意加入者に送付される現況届書を受け取った記憶がないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 しかしながら、当初決定後に、申立人から新たに国民年金任意加入被保険者現況届書が提出され、当該届書の様式は、社会保険庁（当時）が昭和 60 年 8 月 31 日現在の国民年金任意加入被保険者のうち、厚生年金保険の被扶養配偶者に該当する者に対し送付し市町村長に届出を行わせることとしていた様式である上、当該届書の事業者の確認欄には、当時、申立人の夫が勤務していたC株式会社D工場の所在地、名称、事業主氏名及び事業主印が押されていることが確認できるとともに、同社からは、「押印された所在地及び事業主氏名は当時のものである。」との回答を得ていることから、当該届書の信^{びょう}憑性は高いものと認められ、申立人は申立期間も引き続き、国民年金の任意加入者であったものと考えられる。

また、申立人から提出されたA信用組合B支店の普通預金取引明細表から

は、申立人が申立期間の保険料を納付した形跡はうかがえないものの、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に保険料の未納は無いことを考慮すると、任意加入期間である申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和54年4月から同年6月まで

申立期間①について、社会保険庁（当時）の記録では4,500円の保険料を過納のため還付されたとあるが、還付された覚えはない。

また、申立期間②についても、社会保険庁（当時）の記録では9,900円の保険料を重複納付したため還付されたとあるが、還付された覚えはないので両申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、国民年金被保険者台帳から、申立人が、昭和54年4月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失し、同年4月から同年6月までの保険料が同年9月に申立人に還付された旨の記載が確認できるとともに、当該資格喪失記録が55年5月に訂正され、54年4月から6月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間②当時に生活上の大きな変化はなく、国民年金被保険者資格を昭和54年4月から55年5月までの短期間に喪失し再取得する合理的な理由が見当たらないことから、申立期間②当時の申立人に係る記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえるなど、申立期間②の還付記録は不自然である。

2 申立期間①について、特殊台帳から、申立人は、6,300円を納付すべきところ、誤って1万800円を納付したことが確認できるが、当該過誤納に係る還付の処理は、当該特殊台帳に「49. 2. 27日（47. 4～48. 3）¥10,800

納入¥4,500 納入過ぎ還付年月日 49. 7. 30¥4,500 カンプ」との記載が明確に確認できることから、当該金額が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人から聴取しても、還付金を受け取った記憶が無いというほか、に還付金を受け取っていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から55年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和55年5月17日にA市役所で転入手続を行った際、国民年金に未加入であることを職員から指摘され、その場で国民年金の加入手続を行った。20歳からの保険料を納付するようにも言われたので、お金を工面して、加入手続を行った日から一週間以内に市役所において納付した。

市役所に対応してくれた職員の様子もよく記憶しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人と同居していたその両親も国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその両親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和53年12月*日を資格取得日として55年5月21日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料5万数千円をA市役所において納付したとしているところ、申立期間の保険料額は申立人が納付したとする金額とおおむね一致する上、A市役所は「申立期間当時、過年度保険料の受け取りを拒むことはなく、社会保険事務所（当時）発行の納付書等を使用し、市役所庁舎内にあった銀行の出張所での納付をお願いした可能性もある。」と回答してい

ることから、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から50年3月まで

60歳近くになり年金が気になってインターネットで自分の年金記録を確認したのを契機に、社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和49年8月に株式会社A社を辞めてから1年以上経った50年10月ごろ、私自身がB市役所C出張所において国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金手帳の交付を受けた。申立期間の保険料は、加入手続を行って間もなく、昭和50年度分の保険料と一緒に納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和50年10月ごろ、B市役所C出張所(現在は、D市E区役所C連絡所)において、資格取得日を49年9月1日として国民年金に任意加入したい旨申し出て加入手続を行ったと主張するところ、事実、申立人の所持する国民年金手帳、オンライン記録及びB市役所(当時)作成の国民年金被保険者名簿により、申立人は49年9月1日付けで任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の納付書が発行されたものと考えられ、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から同年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和50年前後に、A市役所から国民年金保険料の未納通知を受け取り、納付しないと将来年金を受給できないと書いてあったので、早急に私の妻がA市内の金融機関にて7,000円から8,000円程度の保険料を納付した。妻は長女を背負ってA市内の金融機関に行ったことをよく覚えているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、20歳到達時から国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、昭和50年前後にA市役所から国民年金保険料の未納通知を受け取ったとしているところ、同市役所は、「当時(昭和50年前後)の資料が無い^{びょう}ため詳細は不明であるが、当時の担当者の話では、特例納付のときに未納通知は発送されたそうである。」と回答している上、申立人の主張する50年は第2回特例納付の実施期間内であることから、申立人に対して未納通知が発送されたと考えられ、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、その妻がA市内の金融機関において、7,000円から8,000円程度の保険料を納付していたと主張しているところ、当該金額は申立期間の

保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額とほぼ一致するなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が来たのを契機として、妻が付き合いのある信用金庫の人にお願ひして、夫婦の年金記録を確認してもらったところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かった。

妻が国民年金の加入手続を行い、保険料は自治会であるA市B区の組長が集金に来たとき、又はそれ以外の方法でも納付書が来た時点で支払っていたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその妻は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁（当時）の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月から同年7月ごろまでの間に払い出されたことが推認でき、当該払出し時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である上、管轄の社会保険事務局（当時）は「申立期間当時においては、過年度納付書の発行は、被保険者からの希望があった場合のほか、定時納付書として毎年6月と12月に過年度に未納を有する方に送っていた。」と回答していることから、申立人に対して過年度納付書が発行され、納付意識の高い申立人の妻が保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が来たのを契機として、私が付き合いのある信用金庫の人にお願ひして、夫婦の年金記録を確認してもらったところ、申立期間の保険料が未納となっていることが分かった。

私が国民年金の加入手続を行い、保険料は自治会であるA市B区の組長が集金に来たとき、又はそれ以外の方法でも納付書が来た時点で支払っていたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその夫は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険庁（当時）の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年3月から同年7月ごろまでの間に払い出されたことが推認でき、当該払出し時点では、申立期間の保険料を納付することが可能である上、管轄の社会保険事務局（当時）は「申立期間当時においては、過年度納付書の発行は、被保険者からの希望があった場合のほか、定時納付書として毎年6月と12月に過年度に未納を有する方に送っていた。」と回答していることから、申立人に対して過年度納付書が発行され、納付意識の高い申立人が保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月16日から同年5月15日まで

「ねんきん特別便」により、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和30年4月1日にA社（現在は、B社）に入社以降、多くの転勤を経験したが、その間病欠等も無く、平成9年10月28日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が保管する従業員台帳及び同社の回答から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和38年4月15日にA社本社から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年5月の被保険者原票の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 8 日

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社の勤務期間中に支給された5回分の賞与（平成18年12月分、19年7月分、同年12月分、20年7月分及び同年12月分）に係る標準賞与額が記録されていないことが判明した。

このことについて事業主に確認したところ、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことが分かった。

そこで、賞与明細書一覧を持って、社会保険事務所（当時）へ相談に行ったが、後日、平成18年12月分の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は時効により処理ができないとの連絡を受け、申立ての手続を行った。

賞与明細書一覧で賞与額50万円相当の厚生年金保険料を賞与から控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賞与明細一覧から、平成18年12月8日支給の賞与額が50万円であり、当該賞与額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、事業主は「平成18年12月、19年7月、同年12月、20年7月及び同年12月の5回分の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しなかった。」と証言しているところ、事実、平

成 21 年 4 月 13 日に 4 回分の賞与（平成 19 年 7 月、同年 12 月、20 年 7 月及び同年 12 月）に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額（50 万円）に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年2月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月3日から同年3月6日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが判明したので社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の記録は見当たらないとの回答を受け取ったが納得がいかない。

昭和39年4月にA社（現在は、B社）C営業所に入社し、平成12年6月に退社するまでの36年間同社に継続して勤務し、転勤などの異動はあったものの、厚生年金保険の加入期間が途切れたことはなかった。入社して、間もなく研修所で長期の泊まり込みの研修が行われ、同社C営業所に戻ってからの記録が欠落している。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事カード及び業務経歴管理カードから、申立人は申立期間において、A社C営業所に勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、「研修期間中は、A社C営業所の所属であったので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C営業所

に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年3月のオンライン記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「納付していないと考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

「ねんきん特別便」を見て、A社B事業所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和55年8月1日にA社B事業所から同社本社に転勤した際、同社B事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録が誤って1日ずれてしまっている。同年7月分の厚生年金保険料は控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する人事社報、同社からの回答及び申立期間当時に同社B事業所長であった者の証言から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和55年8月1日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和55年6月の被保険者原票の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和55年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤っ

て記録することは考え難いこと、及びA社の人事社報により申立人と同様に55年8月1日に同社B事業所から同社の他の組織に異動していることが確認できる二人の資格喪失日も同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により同年7月31日であることが確認できるが、社会保険事務所がこれら二人についても喪失日の記録を誤ることは考え難いことから、社会保険庁（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われたものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所(当時)の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年9月3日、資格喪失日に係る記録を41年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月3日から41年4月1日まで
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、A事業所に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受け取った。

私は、昭和40年4月にB社に入社した。同社は、その後同年9月に倒産したが、その事業はA事業所に引き継がれ、私も同事業所でそのまま継続して勤務した。

当時の給料明細書は紛失してしまっているが、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、A事業所はB社の後継事業所であることが認められる上、同僚一人の証言から、申立人はB社に勤務後、申立期間において引き続きA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、別件の申立事案で、申立人と同様に、B社とA事業所の両事業所に継

続して勤務していた同僚が、給与から厚生年金保険料が控除された旨の記載が確認できるA事業所勤務時の給与支払明細書を保管しており、同事業所における厚生年金保険被保険者記録の訂正が認められた案件がある。このことから、同事業所においては、B社から継続して勤務している従業員について、給与から厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の記憶している給与額及び申立人のB社における昭和40年8月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）には、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い。しかし、当該事業所は適用業種の事業所であり、また、申立人の主張及び同僚の証言により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は現存しておらず、事業主の消息は不明であるため、厚生年金保険料の納付については確認できないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 23 日から 43 年 4 月 2 日まで
② 昭和 43 年 7 月 17 日から 51 年 2 月 16 日まで
③ 昭和 51 年 7 月 26 日から同年 9 月 21 日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、すべての厚生年金保険被保険者期間が記載されていなかったため、社会保険事務所（当時）で調査してもらったところ、A社B工場、C社及びD社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として受給済みであることを知った。

脱退手当金制度を知らない上、脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のD社における、厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 2 か月であるとともに、当該事業所の被保険者原票において申立人の資格取得日前後に資格を取得した女性 57 人を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たす 44 人すべてに脱退手当金の支給記録が無いことが確認できる。

また、D社の事業主は、「誰に対しても脱退手当金の代理請求は一切行っていない。」と回答している上、当該事業所の社会保険事務を担当していた元社員も、「年金については個人の問題であるため、会社が社員に代わって脱退手当金の請求手続をすることは無く、社員が退職した後は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出しただけである。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②と申立期間③はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

加えて、申立期間③の直後の事業所に就職した際の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間③の記号番号と同一であり、申立人は申立期間③を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和54年9月1日）及び資格取得日（昭和54年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和26年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和54年9月1日から同年10月1日まで

「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、昭和54年9月1日から同年10月1日までの1か月間が厚生年金保険の加入期間となっていないことが分かった。

結婚後、A社に勤務し、継続して現在も勤務しているため、1か月の空白期間があることに納得がいかない。

当時の賃金台帳にも厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人は、A社において昭和47年1月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54年9月1日に同資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出されたA社の出勤簿及び賃金台帳から、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された賃金台帳

から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の帳簿等が保管されておらず確認できないため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年9月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月8日から同年9月28日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務していた当時の年金記録に間違いがあった。同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、平成7年9月28日であると思われる。

加入月数には関係無いが、私にとっては大変重要な事項であるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成2年4月2日から7年9月27日まで、A社（現在は、B社）に勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会の年金支給義務承継通知書及びB社が保管する厚生年金基金の加入記録から、申立人のA社における厚生年金基金の加入期間は、平成2年4月2日から7年9月28日までと確認できる上、B社は、「社会保険事務所（当時）と基金への届出は、同一の複写帳票で対応していたため、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失に係る届出を行ったものと推測される。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成7年9月28日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月、4年12月から5年5月までの期間及び11年10月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成3年12月から4年3月までの期間については、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月
② 平成3年12月から4年3月まで
③ 平成4年12月から5年5月まで
④ 平成11年10月から12年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったことを契機に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成2年9月の納付事実、3年12月から4年3月までの免除記録は確認できず、4年12月から5年5月までの期間及び11年10月から12年3月までの期間は免除記録が確認でき、納付事実は確認できないとの回答を受け取った。

平成2年9月の国民年金保険料は、未納であれば納付書が届くはずであるが、納付書が届いていないので未納のはずはないと思うし、3年12月から4年3月までの期間は免除申請したと思うので、未納とされていることに納得がいかない。

また、平成4年12月から5年5月までの期間及び11年10月から12年3月までの期間は定職についており、A銀行B支店や同行C駅前支店の窓口で毎月納付していたと思うので、免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、未納であれば納付書が届くはずであり、納付書が届いていないので未納のはずがないとしているが、申立人の所持する年金手帳及び国民年金手帳記号番号総括払出簿から、申立人の国民年金手

帳記号番号は、平成4年12月16日を資格取得日（平成11年9月13日に2年9月30日へ訂正）として4年12月16日以降に払い出されたことが推認できることから、国民年金手帳記号番号払出し時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は免除申請したと思うとしているが、申立人の免除申請手続に関する記憶は曖昧である。

また、前述のとおり申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年12月16日以降に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料の免除申請を行うことはできない。

3 申立期間③について、申立人は、申立期間③当時は定職についていたので同期間の保険料はA銀行B支店に毎月2,000円から3,000円位納付していたはずであると主張しているが、納付しているかどうか確信がないとした上、免除通知を受理したような気がすると言言を変更するなど保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録から、申立人は、自身の国民年金手帳記号番号払出し日（平成4年12月16日）直後の平成4年12月25日に、同年12月から5年3月までの保険料に係る免除申請を行うとともに、同年5月31日に、同年4月及び同年5月の保険料に係る免除申請を行っていることが確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、毎月の保険料として、2,000円から3,000円くらいを納付していたとしているが、当該金額は申立期間③当時の保険料額とは大きく乖離している上、C市役所は「仮に免除申請者に収入があっても、納付勧奨は行っていなかった。」と回答しているなど、申立人が申立期間③の保険料を納付した形跡はうかがえない。

4 申立期間④について、申立人は、申立期間④についても納付したかどうか確信が持てず、免除通知を受理したような気がすると言言を変更しているなど記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、申立人は平成11年8月17日に、同年7月から12年3月までの保険料に係る免除申請を行っていることが確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は保険料額として2,000円から3,000円くらいを納付したとしているが、当該金額は申立期間当時の保険料額とは大きく乖離しているなど、申立人が申立期間④の保険料を納付した形跡はうかがえない。

5 申立期間①、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）及び申立期間②の免除申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに保険料納付及び申請免除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から61年3月まで

「ねんきん特別便」を受け取ったのを契機に国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入記録及び納付記録は確認できなかったとの回答を受け取った。

母親は「年を取って働けなくなって、年金がもらえないと大変。」と言ってA町役場（現在は、B市C区役所）において国民年金の加入手続を行い、保険料は私の給料から納付してくれていた。母親は既に亡くなっており、昔のことでもあるので加入状況及び納付状況は分からないが、国民年金を休んだり、やめたりした覚えは無く、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び納付状況は不明である。

また、A町役場作成の国民年金被保険者名簿の資格事項の備考欄には「妻厚生年金有り」の記載がある上、当該名簿の資格事項欄の喪失年月日は「58. 8. 1」と記載されていることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から31年3月まで

「ねんきん特別便」を見たら、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和30年春に大学を卒業して、4月から1年間、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として名前を挙げた二人がA社において厚生年金保険の被保険者になっていること、及び当該同僚二人のうちの一人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に亡くなっているため証言を得ることができない上、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、複数の同僚が、「当時、試用期間が3か月から半年程度あり、その間は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言していることから、当時、A社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、また、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月16日から37年11月21日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社（現在は、B社）C支店D営業所に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、昭和32年7月にA社に入社後、45年3月まで同社に継続して勤務しており、申立期間も同社C支店D営業所に勤めていたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社C支店D営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は「資料が無いため、申立人が申立期間当時に社員契約として勤務したか否かについては確認できない。申立期間当時の従業員には、社員契約のある職種（販売社員、販売職員）と社員契約の無い職種（販売代理人、販売見習員）があり、社員契約の無い職種の従業員は、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。また、3か月ごとに販売成績の見直しが行われ、社員契約のある職種の従業員であっても、販売成績が基準を超えない場合は、社員契約の無い職種の販売代理人や販売見習員として採用を継続することもあった。」と回答している。

また、申立期間当時、A社C支店で事務を担当していた他の同僚は、「申立人は、申立期間当時、A社C支店E営業所から同支店D営業所へ転勤した際に、それまでの販売職員から販売代理人となった。販売代理人は、健康保険や厚生年金保険に加入していない。」と証言している。

以上のことから、申立人は、申立期間において社員契約の無い職種の従業員となった結果、厚生年金保険の加入対象者として取り扱われていなかったものと推認できる。

さらに、B社が保管する「厚生年金資格得喪台帳」において、申立人のA社における厚生年金保険加入期間として記載されている期間は、昭和32年7月1日から35年11月16日までの期間及び37年11月21日から45年3月29日までの期間と確認できるところ、当該期間は、厚生年金保険被保険者記録と一致しており、記録上の不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険庁(当時)から郵送された「ねんきん特別便」の内容を確認したところ、申立期間である昭和 62 年 11 月が厚生年金保険の加入期間になっていないことが判明した。

所持しているA社の昭和62年11月分給料明細書から申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法第14条及び同法第19条において、事業所を退職した翌日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合にはこの資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。これらの規定により、昭和62年11月を被保険者期間とするには、申立人が少なくとも同年11月30日までA社に在職し、退職日の翌日である資格喪失日を同年12月1日以降としなければならない。

しかしながら、申立人が所持している昭和62年11月分給料明細書及び雇用保険被保険者記録から、申立人が同年10月31日に当該事業所を退職したことが確認でき、申立人自身も同日に退職したことを認めている。

また、給料明細書(昭和62年11月分)において、1か月分の健康保険厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されていることが確認できるが、このことについてA社の事業主の妻は「当時、給料の締日は25日で支払日は月末であり、厚生年金保険料が当月控除か翌月控除かについては分からない。」と回答しているが、申立人の所持する勤務期間の給料明細書から当月控除であったことが

確認できることから、事業主は、昭和 62 年 11 月の厚生年金保険料を誤って控除したことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 62 年 11 月の厚生年金保険料を事業主により同年 11 月分の給与から控除されていることが確認できるものの、申立期間において、申立人は当該事業所における厚生年金保険被保険者であったとは認められないことから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 16 日から 47 年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」を受け取り、その後、社会保険事務所（当時）で加入記録を調べたところ、A社の厚生年金保険の加入記録が2か月しかなかった。

私は、昭和 45 年 2 月 1 日から 47 年 11 月 30 日までA社に勤務していたので、厚生年金保険の加入記録が異なっていることに納得がいかない。

当時の社長に確認し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は既に廃業している上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和 45 年 4 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、複数の同僚は「A社が適用事業所でなくなった直後から、申立人が立ち上げたB事業所で、申立人を含むA社の同僚数名と共に働いていた。」と証言しているところ、申立人は、自分が立ち上げたB事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと主張しており、事実、オンライン記録において、当該B事業所が申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。